

第19期

第29回

総会議事録

令和5年8月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年8月18日(金)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	欠席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	欠席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治

【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片田 友博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時58分

8. 閉会宣言 14時58分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

岩崎 幸夫

署名人

柳田 健一

事務局	<p>ただいまより、第29回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、吉田 秀吉委員、小林正一郎委員、中尾 一明委員、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。毎日、暑い日が続いておりますので健康には充分、注意していただきたいと思います。</p> <p>また稲刈りも前倒しで早くなると思いますので事故等に注意して作業してください。</p> <p>本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>2番 岩崎 幸夫 委員</p> <p>17番 柳田 健一 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案訂正等はありません。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p>

	池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、農業開始です。 受け人と妻が農作業に従事します。 8月8日に事務局会議室で事前審査会を行いました。 この案件は空き家に付随した農地です。農機具はリースで 対応する予定です。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について、付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>中央2番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営継承です。 貸人は82歳と高齢で農業経営を続けることが難しいことから 2年前に孫の借人が農業開始をし、農業経営を継承しています。 現在も祖父から借りている果樹園や田んぼを作付けしており 今回借りる畑も農機具を祖父から借りて農作業に従事します。</p>

	<p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、3番と4番の 2件について、付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積3番と4番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 渡し人に電話で聴き取りをしました。 昨年、奥様が他界したことから自分ひとりで農作業を行うことが 困難と判断したため、甥にあたる受け人に譲ることになりました。 受け人の大玉村農業委員会の耕作証明が添付されており 今後、農地として適正に管理するとのことです。</p> <p>次に4番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 8月7日に佐久間会長、吉田職代と事務局立ち合いのもと 事前審査会を行いました。受け人は法人の代表理事が出席しました。 申請地は以前から畑として使用しています。さつまいも、 じゃがいも他、野菜の栽培・収穫などを園児、父兄ともに</p>

	<p>行っております。</p> <p>また下限面積が廃止のための申請と思われます。許可にあたり駐車場と畑の境界を明確にするよう指導しました。</p> <p>2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番と4番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番と4番の2件について許可と決めます。</p> <p>次に、5番1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。受け人と妻、母が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。 次に、6番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	三穂田6番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 8月9日に現地調査及び貸人、借人への聴き取り調査を 行いました。農作業は借人の社員が行います。牧草を作付けします。 申請地は草刈り等され、農地として適正に管理されております。 契約期間1年ですが、お互いに長くすると縛られてしまうとい うことで、1年ごとに更新することにしました。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。 次に、7番 1件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	富久山7番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	<p>受け人は現在、会津坂下町や美里町を中心にさつまいもなどの畑作物を生産している農業法人で、今回新規事業として苔のシート栽培を行うため、冬季の積雪や物流の利便性を鑑みて郡山での申請に至りました。</p> <p>申請地の北側に営業所を置き、取締役を含む3名を中心に農作業を行います。</p> <p>また農道、水路等の維持活動には積極的に参加し、地域にとけこめるように努めるとのことです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、8番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>片平8番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>受け人は妻とともに耕作するとのことです。</p> <p>8月8日に佐久間会長、吉田職代、事務局と私立ち合いのもと事前審査会を行いました。</p> <p>また前日7日に調査したところ、農地は適切に管理されており受け人も適正管理を確約しております。</p> <p>農作業常時従事要件については妻とともに農作業に従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については地域の利用調整に協力する旨、</p>

	<p>確約しております。受け人及びその家族が協力するので問題ないと考えます。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生ずるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、9番 1件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と妻、父が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。 次に、10番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	熱海10番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、農業開始です。 8月8日に佐久間会長、吉田職代、事務局と私立ち合いのもと 事前審査会を行いました。 また前日7日に調査したところ、農地は適切に管理されていました。 農作業常時従事要件については本人及び家族が農作業に従事する 確約書が添付されています。 地域との調和要件については地域の利用調整に協力する旨、 確約しております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決します。 次に、11番から13番までの 3件について、付議いたします。

<p>松川 延安委員</p>	<p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p> <p>田村11番から13番の3件について、調査の結果を報告いたします。まず11番ですが申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>8月7日に事務局会議室で事前審査会を行いました。受け人は以前より、親と同居しており親名義の農地を長年管理していますが、世帯を分離しているため農業開始になりました。</p> <p>申請地は受け人の自宅に隣接しています。地目は田んぼですが地元協力者の世話になり、今年はさつまいもの苗を植えてあり適正に管理されております。</p> <p>次に12番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>渡し人から話を聴きました。自分では農地を耕作することができず荒らしていたそうです。</p> <p>今回、東部開発の償還金等の資金が必要となり、申請地を処分したいとのことでした。</p> <p>次に13番ですが申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>渡し人から話を聴きました。渡し人の祖父が長年、農業をしていましたができなくなってからは、近所の人に貸して作ってもらっていたそうですが、最近借人から返されることになり新たな借手または受け人を探していたということです。</p> <p>3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
<p></p>	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>11番から13番までの3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番から13番までの 3件について、許可と決めます。</p> <p>次に、14番 1件について、付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田14番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>8月7日に佐久間会長、吉田職代、事務局と私とで事前審査会を行いました。</p> <p>受け人の自宅のすぐ隣の土地で、渡し人はいここです。</p> <p>今後は自家用野菜を作付けするそうです。</p> <p>農機具は管理機を購入予定です。現地調査の結果、農地は適正に管理されています。作業は受け人と妻が行います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>

片平1番について、調査の結果を報告いたします。
申請人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は住宅敷地の拡張です。
8月15日に現地調査を行い、同日本人から聴き取りを行いました。
今回、娘夫婦と同居を計画して農家住宅の増築を予定し、それに伴い、出入りスペースと駐車場の必要が生じたので申請を行いました。
その際、平成3年の自宅建て替え時に農地転用の許可申請を失念していたことに気づいたとのことです。
現地を確認したところ、申請地は自宅と作業所及び農地への通路、駐車場として使用しています。
東西と南側は自己所有農地、北側は倉庫と住宅です。周囲は本人所有地であり、農地の集団性は損なわれず、他の農地への日照、通風に影響はないと判断しました。
以上、周辺農地の営農条件への障害の有無は問題ないと思います。申請目的実現の可能性については、本人の信用は適正であり転用行為の妨げとなる権利等はありません。
本年6月16日に農業振興地域除外済みになっています。
また申請書には今後、不適切なことがないようにする顛末書が添付されています。

調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。
タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
片平町字見物壇47-3の農地区分は、
第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで
甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。
許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で
既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。

	<p>片平町字見物壇47-4及び片平町字見物壇48-4の農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>中央1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農家住宅です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>8月10日に現地調査及び本人への聴き取り調査を行いました。</p> <p>借人は祖父母の農業経営を手伝っていましたが、祖父母の高齢化に伴い、耕作権の一部を取得し、2年前より本格的に果樹農家として農業経営を開始しております。</p> <p>子供の成長に伴い、現在の借家が手狭になり就学前に生活環境を整えたいと考え、申請地に農家住宅を建築することにしました。</p>

貸人と借人は祖父と孫で、契約期間は20年間。立地基準、申請目的の実現の確実性にも問題はなく、取水は北側住宅既設給水管の分水により取水し、雨水は排水勾配を設け南側市道側溝へ排水します。

汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、敷地内の排水管を經由し市道側溝に排水します。

そのほか周辺農地の営農には支障ありません。

次に2番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は農家住宅です。

農地区分は第1種農地と判断しました。

8月10日に現地調査及び本人への聴き取り調査を行いました。

4世帯住宅を目的とした住宅の建て替えで、現在地での建て替えを考えましたが、コスモス通り沿いで市場やインターチェンジが近いことため交通量が多く、また2車線道路でスピードを出して来る車もあり交通事故もたびたび起こっております。

新築の際は、敷地替えを望んでいました。申請地は現在の宅地の隣で安全面の確保と防音の軽減も図れ、生活基盤を変える必要がないことから選びました。

なお現在の住宅は解体し、畑として利用します。一部の建物は畳、建具、水回りはすべて撤去し、農業倉庫として利用します。

面積が1,000㎡を超えていますが、規程の中で1,000㎡を超えても利用しづらい土地については超しても許可できると確認していますので問題ないと思います。

借人は貸人の妻と子供で契約期間は永年です。

立地基準、申請目的の実現の確実性にも問題はなく、取水は現在使用している市水道より行います。

雨水は自然浸透及び排水勾配を設け、南側水路に排水し、汚水及び雑排水は合併浄化槽を設置し、敷地内排水管を經由して南側水路に排水します。

そのほか周辺農地の営農には支障ありません。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。まず、1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一团の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>次に、2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>

<p>細山 文昭 委員</p>	<p>逢瀬 3 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場です。 農地区分は第 3 種農地と判断しました。 申請地は受け人が経営するそば店をはさんだ県道の南側にあり 現在の駐車場が客の増加により手狭になったため、増設する ことにしました。 申請地の北側が県道、東側・西側は既設の駐車場です。 南側は畑ですが、営農に支障をきたすことはありません。 工事は土盛りと敷き砂利によって施工し、雨水は自然浸透及び 北側県道の排水へ流します。</p> <p>調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 3 種農地 2 - 1 - (1) - エ - (ア) - b - (a) で 甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、 公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は 2 - 1 - (1) - エ - (イ) で、 第 3 種農地の転用は、許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>3 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員 「 異議なし 」)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、3 番 1 件について、 許可と決めます。</p>

	<p>次に、4番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博委員	<p>富久山4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は分家住宅です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>借人は貸人の息子で現在、借家に暮らしていますが、将来の家族計画のため、自宅の建築を検討していたところ貸人である父から提案がありました。</p> <p>貸人宅からも近いため、今後農作業の手伝いや子育て、両親の見守り等、好立地のため今回の申請に至りました。</p> <p>申請地の西側と南側は道路で、北側と東側は貸人が所有する農地です。雨水、汚水とも隣接する道路の側溝に適切に処理し排水するため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から4番までの4件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から4番までの4件について、利用権設定3件、所有権移転1件の申請があり審査の結果、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますがご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から4番までの4件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から4番までの4件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>第5条許可の一時転用の計画変更申請です。</p> <p>変更前、変更後の内容は記載のとおりです。</p> <p>変更事由は転用期間の延長です。この案件は令和5年3月17日の総会議案で承認したものです。太陽光発電事業に関する工事で今年8月31日までに工事終了予定でしたが、林地開発許可申請の</p>

	<p>工事の遅れのため、遅れています。</p> <p>福島県県中建設事務所の指導のもとに工事を実施中です。</p> <p>8月11日に現地確認及び聴き取り調査を行いました。が 周りの農地への影響はありませんでした。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われませんがご審議のほど よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>8月3日に事務局職員2名と現地調査を行いました。</p> <p>この土地は平成3年に父の死亡により休耕地状態で現在に 至っています。隣接の山林と一体化しています。</p> <p>特に小和滝117番と松ヶ作44番は現地まで行くのも 困難な状況でした。その他の土地も竹林化しており 周辺は山林と申請人の宅地で周辺農地に与える影響はありません。</p> <p>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫 副委員長から説明を求めます。</p>
後藤 秋夫 副委員長	<p>農業委員会等に関する法律第3条に基づき、10月3日に郡山市長に提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書の内容につきましては6月15日の各地区の農業相談日に検討し、7月5日に推進委員事前検討委員8名による検討を行いました。</p> <p>7月23日の推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。内容につきましては事務局から説明します。</p>
議 長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>意見書案の1ページ、前書きについてです。</p> <p>昨年以降の世界的な原油・原材料の高騰、物価高騰による生産資材の価格高騰が継続していることなど課題として記載しています。</p> <p>また改正農業基経営基盤強化促進法が4月に施行されたことを受け、地域計画の策定。農業委員会においては目標地図の素案の作成を進めていることを記載しています。</p> <p>こちらの前書きにつきましては、提出日直前の状況を反映するため会長と相談のうえ、状況により一部修正することもありますのでご了承ください。</p> <p>次に意見の内容ですが、大項目を5つ設定しました。</p> <p>大項目の1番は提出時の直近の情勢を反映させた内容を例年入れております。今年度は原油価格・物価高騰等に対する対策ということで、昨年に引き続き記載しています。</p>

大項目の2番、3番、4番は農地利用最適化推進施策の3本柱である農地利用集積・集約化対策、遊休農地対策、担い手の育成・支援対策の3項目を入れております。

大項目の5番は以上にあてはまらない各種要望、各種課題に対する要望につきまして農業振興対策ということでまとめました。

2ページの1 原油価格・物価高騰等に対する対策について3項目にまとめました。

(1) は肥料高騰対策として、誰でも土壌分析を実施し、施肥設計を行えるよう検査体制を整備するとともに、分析の実施のための支援を行うこと。肥料高騰対策として効率的な施肥が行える支援を行っていただきたいという内容です。

(2) は国や県に対して、高騰対策事業の継続を要望すること。

(3) はその対策事業を補完する市独自の支援策を継続することを要望しております。

大項目の2番 農地利用集積・集約化対策については2項目に整理しました。

(1) 基盤整備の推進と農家の負担軽減策を講じること。例年、基盤整備については大項目3の遊休農地対策に入れていましたが、集積・集約を進めるためにも基盤整備は必要だろうという意見が各地区からありまして、農地利用集積・集約化対策にも基盤整備の推進を入れました。

(2) は目標地図作成について、農業委員会及び事務局の予算及び人員体制の確保を市長に要望する内容になっています。

大項目3 遊休農地対策については3項目に整理しました。

(1) は遊休農地になりやすい不整形地や狭小地について条件整備を積極的に推進する。基盤整備を含めた農地の条件整備を要望するものです。

(2) は遊休農地解消のための栽培品目の調査研究や特産物の掘り起こし、6次化の推進といった作物の面からも解決策を求める要望になっています。

(3) は遊休農地を活用して、市民の方が農業に関心を持ち、

農業に関わることができるレクリエーション農園の整備を図ると
いう内容で、他市の事例を参考にし、要望に入れました。

4 担い手の育成・支援対策は4項目に整理しました。

(1) から (3) は新規就農者の確保、育成に向けた本市独自の
取り組みを求めるものです。

(1) は新規就農者の確保・育成のための技術・知識習得に
係る支援になっています。

具体的には①園芸振興センターの機能の拡充、市内認定研修機関を
増やすこと。②として、定年帰農者等多様な人材を確保するため
研修生のレベルに応じた研修体制の確保を求めるものにな
っています。

(2) は新規就農時の設備投資の軽減です。

具体的には①として農業者団体や土地改良区等との連携による
園芸ハウス団地の設置、②として団地内での農作業機械等の
共同利用支援と整理しました。

(3) は市外からの新規就農者の確保及び定着に向けた
市独自の支援の実施、定着という言葉新たな切り口として
入れております。

(4) は新規就農者に限らず、地域農業を担う農業者の方への
支援という内容で、収入保険の加入推進及び市独自の加入支援を
求める内容になっています。

次に5 農業振興対策については8項目になっています。

(1) はスマート農業の円滑な導入に向けた支援、具体的には
①新規就農者、就農希望者向けのA I等最新技術研修の開催、
②としてスマート農業の推進と最新デジタル技術の導入支援。

(2) は原子力災害により農畜産物の風評被害に対する
損害賠償の継続を、引き続き東京電力に要請すること。
昨年度からの継続になっています。

(3) はSDGsの理念や「みどりの食料システム戦略」に
基づく持続可能な農業の実現、具体的には

①緑肥の活用や耕畜連携の取り組みの普及・拡充

②として、し尿等の再利用やバイオマスの使用者への積極的な支援策

	<p>となっています。</p> <p>(4)の鳥獣被害対策については、昨年度も要望したところですが、①有害鳥獣捕獲活動者の育成及び組織への支援強化で捕獲活動者の育成という言葉を新たに入れました。</p> <p>②は電気柵等の防護柵の設置金額に応じた助成、設置金額に応じた助成という切り口にしております。</p> <p>③の近隣市町村連携による広域的な防止対策を新たに入れております。</p> <p>(5)が田んぼダムの普及推進及び農業者への支援を講じること。</p> <p>(6)は国道288号バイパス郡山東インター付近への道の駅や農産物直売所等設置による東部地区農業の活性化対策。</p> <p>(7)として、未舗装農道の整備の推進、(8)は郡山産米の海外販売を促進すること。</p> <p>以上の項目を各地区からの意見を基に事務局及び推進会議で検討し、まとめました。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの後藤 秋夫 副委員長及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。須永委員。</p>
須永 静天 委員	<p>具体的ですごくわかりやすくなっていると思います。</p> <p>2、3点確認ですが、5 農業振興対策 (3)の② し尿等の再利用、こういう言い方はないと思います。例えば下水汚泥等とかし尿の再利用はここで書かなくてもいいのでは。検討して下さい。</p> <p>家畜糞尿とか下水汚泥とか、他の言い方がいいと思います。</p>
議長	<p>これはたぶんこれは家畜し尿のことだと思います。</p>
須永 静天 委員	<p>それから4の(3)、市外からの新規就農者の確保及び定着に向けた市独自の支援にPRという言葉を入れ、郡山市の農業を全国にアピールするという活動を入れてはどうかと思います。</p> <p>その下の(4)、文章がおかしい、持続可能な農業経営のため、環境整備による経営の安定化、持続可能な経営のための経営の安定化を図るという文章が変かなと。環境整備って何ぞやというところが曖昧なので、できれば整理した方がいいのかなと思いました。これから変更できる時は説明、口頭での言葉を足すなりすればいいと思います。</p>
議長	<p>その他。いまの件に関しては言葉の問題なので、大きな変更はないと思います。事務局に一任願いたいと思います。</p>

	ほかに、ございませんか。
事務局	(なし)
議長	それでは、今の須永委員の意見を踏まえ、原案のとおり承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり承認と決します。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、議案第8号「郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数」及び「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考基準について」を議題といたします。</p> <p>はじめに、7月19日に行われた運営委員会の内容を私から報告いたします。</p> <p>「郡山市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数」及び「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考基準」につきましては、各地区の意見を取りまとめた結果、湖南地区と熱海地区より意見の提出がありましたが、いずれも運営委員会で協議した結果、当初の(案)のとおりとなりました。</p> <p>詳細については、事務局から説明をしていただきます。</p>
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>資料1をご覧ください。</p> <p>定数については、湖南地区から1名の増員を求める意見が出ました。選考基準については、熱海地区から識見・経験の配点について 委員又は農地利用最適化推進委員の経験の有無、経験有りを10から5へ、団体等の勤務、役職等の経験の有無、農業関連団体等への勤務、役職等の経験者等を10から5へ変更しその他の地区内居住を4から14へという意見が出されましたが、先日の運営委員会で協議した結果、当初案の通りとなりました。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>第3期農地利用最適化推進委員の定数ですが、21名とし地区については中央2、安積1、三穂田2、逢瀬2、片平1、喜久田1、日和田1、富久山1、湖南2、熱海2、田村3、西田1、中田2となっております。</p>

	<p>続いて資料3をご覧ください。</p> <p>選考基準ですが、識見・経験が配点40、その他が12、選考委員審査が48の合計100という案になりました。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの私及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第8号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から3番までの 3件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から27番までの 27件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>以上で報告事項を終わります。次にその他ですが 農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、 許可基準について、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>8月締め切りの案件の審議予定がありますので 来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第29回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第29回総会（令和5年8月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

14件で、田 28,509.00㎡ 畑 9,505.00㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、住宅敷地拡張でした。

第5条 農地の転用は

4件で、農家住宅2件、駐車場1件、分家住宅1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。